

新たな過疎対策に向けて (提言骨子案)

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(1) 過疎地域の価値・役割と過疎対策の必要性

<骨子案のポイント>

- 中間的整理と同様。ただし、国民的な意識喚起の必要性を追記。
- 追加すべき考え方、修正すべき考え方があればご意見をいただきたい。

① 過疎地域に関する国民の認識

- 総務省が過疎地住民及び非過疎地住民を対象に平成 30 年に実施したアンケート調査によると、「食糧や水の生産・供給」、「日本人にとっての心のふるさと」、「多様な生態系を持つ自然環境の保全」、「都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場」といった過疎地域の役割やその価値は、都市部の居住者を含めて国民の意識として広く定着している。また、都市部の居住者を含めて 7 割を超える国民が過疎地域に対する支援や対策の必要性を認識している。

② 過疎地域の価値・役割

- 過疎地域の価値・役割について、食料や水の供給、日本人の心のふるさと、多様な生態系の保全などに加えて強調されるべき点は以下のとおり。(下記は、中間的整理と同様の内容)
 - ・ 我が国全体が人口減少となる中、過疎地域において、持続可能な社会・経済システムを全国に先駆けて構築していくことが有益である。
 - ・ 我が国全体が人口減少となる中、過疎地域は、より少ない人口で広大な空間が活用される、いわば「先進的な少数社会（多自然型低密度居住地域）」として、国土や地域の価値を維持していく役割を担っている。
 - ・ 東京一極集中が進行し、大都市の力が増して国全体が画一化する懸念がある中、過疎地域は、食、生活、芸能、文化などの多様性を保持していく役割を担っている。
 - ・ 食、生活、芸能、文化などの多様性と支え合う仕組みを持つ過疎地域の集落は、途上国のこれからの地域づくりや、SDGs 実現のロールモデルになりうる。

- ・ 地方創生が我が国の重要課題とされる中、過疎地域は、地方でしごとをつくり、地方への人の流れをつくり、地域間での連携を促す取組の中心的な役割を担っている。
 - ・ 自然災害が相次ぐ中、過疎地域は、農地や山林の防災・減災機能を通じ、都市部の被災を低下させる役割を担っている。
 - ・ 家畜排泄物等の液肥化、自動運転サービス、センサーによる有害鳥獣対策など、過疎地域は、先端技術活用の実証の場としての役割を有している。
- 過疎地域が有する、都市にはない自然環境、景観、生活文化、ライフスタイル等の価値・役割は、過疎地域との共生のもとでの都市の発展、わが国全体の発展にとって重要である。過疎地域と都市が共生の関係になるよう、国民的な合意形成に努めていく必要がある。

【懇談会での主な意見】

- ・ 都市と農山漁村の共生の関係が国民的に合意されていないように思う。都市にとっての農山漁村、農山漁村にとっての都市の価値の認識を定着させるような説明をすべき。日本の国土にとって、農山漁村の生活文化、芸能、自然景観などの価値は重要である。

③ 過疎対策の必要性

- 過疎地域は、食料や水の供給、日本人の心のふるさと、多様な生態系の保全、都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場など様々な価値・役割を有している。
- これまでの累次の過疎対策により、産業の振興、交通・情報通信・生活環境・福祉等の施設整備、無医地区の縮減、教育の機会の確保等に相当の成果をあげてきたが、過疎地域の条件不利性は未だ残されている。
- このような価値・役割を有するとともに、様々な課題を抱える地域の名称として、「過疎地域」の名称は定着していることから、引き続き「過疎地域」の名称を用いることが適当である。
- 現行の過疎地域自立促進特別措置法は2021年3月末に失効するが、過疎地域が期待される価値・役割を発揮するとともに、過疎地域が抱える課題を解決するためには、同年4月以降についても、引き続き過疎対策を講じていくための制度が必要である。

【懇談会での主な意見】

- ・「過疎地域」という名称は、認知度も高く、国民的な理解が得られやすいのではないかと。「過疎地域」という言葉であれば地域のイメージもしやすく、守っていこうという合意形成が可能なのではないかと。

(2) 新たな過疎対策の理念・目的

<骨子案のポイント>

- 新たな過疎対策の理念・目的を、「過疎地域が持続的に発展していくこと」としている。
- 別の考え方、追加すべき考え方、修正すべき考え方があればご意見をいただきたい。

- これまでの過疎対策の理念は、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成のために、過疎地域の自立を促進すること。
- 我が国が人口減少社会の段階を迎え、都市においてもその多くが人口減少傾向になる中にあることは、SDGs の「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」という理念に代表されるように、持続可能性を高める観点がより重要になる。
- ※ SDGs (Sustainable Development Goals) は「持続可能な開発目標」と訳されるが、Development には「発展」の意味もある。
- 低密度でも多様な地域社会・国土を守り、過疎地域が持つ都市にはない固有の美しさ、自然環境の保全、都市とは異なるライフスタイルを実現する場の提供等の価値・役割をさらに発揮させていくためにも、都市との共生を図りつつ、過疎地域が持続的に発展していくことが重要である。
- このことから、新たな過疎対策においては、「過疎地域が持続的に発展していく」という理念・目的を位置付けることが考えられる。

- ※ 中間的整理の際に「過疎対策の理念」として掲げた以下の4つは、上記の考え方に包含されるのではないか。

過疎地域の存続、都市と過疎地域の共生推進、過疎地域における対流推進、過疎地域の保全推進

【懇談会での主な意見】

- ・ 過疎対策については都市と農山村地域の格差是正の趣旨もあるが、むしろ、農山村地域の持っている都市にはない価値に国民全体が目を向けられるような方向が良いのではないか。
- ・ それまでの過疎対策を過疎地域の都市との格差是正をするための画一化を目指してきたものと位置づけるのであれば、現行法は、新たに過疎地域を都市にはない価値がある地域として位置づけ、多様化を目指したものと言えるのではないか。

(3) 過疎対策の対象地域のあり方

＜骨子案のポイント＞

- 地域単位、過疎地域要件、市町村合併の特例それぞれについて、意見を記載（方向性が集約されていないものは、両論併記）。
- 追加すべき考え方、修正すべき考え方があればご意見をいただきたい。

① 対象地域の単位

- これまでの過疎対策立法においては、過疎対策については、産業・交通・情報通信・医療・教育等の様々な分野にまたがる総合的な対策が必要になることから、地域における総合的な行政主体であり、基礎的な自治体である市町村を単位とされてきたところであり、新たな過疎対策においても、市町村を単位とすることが適当と考えられる。

（その上で、過疎対策の施策は、きめ細かな単位で実施することが有効）

【懇談会での主な意見】

- ・市町村単位で、首長が責任を持って対策を講じることが適当ではないか。
- ・合併市町村においても、合併後の市町村単位で基礎的な自治体としてやっていくという意味決定がなされたものであり、首長もその単位で選ばれていることから、市町村単位が適当ではないか。
- ・今後の過疎対策について、過疎地域の個性化を目指すということにするのであれば、対象地域は明治の合併後の旧市町村としてその個性を考えていくべきではないか。
- ・明治の合併後の旧市町村単位の人口を把握することは技術的に難しい。
- ・それぞれの市町村がより小さな地域単位で将来人口推計、施策の立案・実行を行っていく必要がある。
- ・市町村全体を単位として実施すべき施策と生活密着型の小さな地域単位で実施すべき施策の2つの視点が重要ではないか。

② 過疎地域の要件・指標

- 現行の過疎法においては、過疎地域の要件として、人口要件、財政力要件が定められている。
- 人口要件については、過疎現象をとらえる指標として人口減少率、高齢者比率、若年者比率が用いられており、新たな過疎対策においても、これらの指標を基本とすることが考えられる。その他、以下の意見があった。
 - ・人口減少率の判定期間について、大都市圏と地方圏の間での人口移動の推移や、全国的な出生率の低下状況など、人口動態の転換点を踏まえて見直すことも考えられるとの意見があった。
 - ・過疎現象の動態的な側面に加えて、静態的な側面にも着目し、人口密度を指標として用いるべきとの意見もあったが、人口密度は地理的要因、集落形成の歴史的経緯によって地域差が大きく、かつ、基準値の設定が難しいとの意見があった。

- 財政力要件の指標については、財政力指数、公営競技収益が用いられている。これは、過疎法が過疎対策のための行財政上の特別措置を講じるものであることから、財政力が弱い市町村を対象とすることが適当との考え方によるものである。新たな過疎対策においても、財政力要件を引き続き用いることが適当と考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・ 過疎現象を表す指標として説明が容易なのは人口減少率ではないか。
- ・ 高齢者比率、若年者比率は、人口減少率と相関性の高い指標と考えられるので、使ってもいいし、使わなくてもいいのではないか。
- ・ 人口論的な観点からすると、1970 年代後半、あるいは 1980 年頃から、農村部から都市部への大きな人口移動がいったん落ち着き、少子化が本格化するという時代になっている。長期要件の起点については、過疎対策の理念として持続可能性のようなものと社会全体として考えていくということであれば、新しく 1975 年や 1980 年を起点として考えていくということも考えられるのではないか。
- ・ これまでの過疎対策は人口減少率という動態的な指標で対象地域を捉えてきたが、これからは静態的な指標を捉える意味が大きいのではないか。
- ・ 「低密度」に着目する場合、人口密度も考えられるが、何をもって低密度と言えるのかというのは非常に難しいのではないか。例えば、日本、ヨーロッパ、アメリカでは人口密度がそもそも全然違う。
- ・ 市町村のエリアは歴史的に決まっている部分があるので、山間部を多く含む地域は人口密度が低くなる。大雑把な基準を作ることはできなくはないかもしれないが、それを理論的に説明するのは難しいのではないか。
- ・ 全国的に人口減少が進む中で財政上の特別な支援を講じるという観点からすると、財政力要件は引き続き必要ではないか。

③ 市町村合併の特例

- 現行の過疎法においては、現行法の期間内に行われる市町村合併の特例として、みなし過疎制度、一部過疎制度が設けられている。一部過疎の市町村には、財政力が高い都市も含まれている。
- 平成の合併による合併市町村の取扱いについては、合併市町村においては、現在でも市町村合併の課題等に対応するための様々な取組が行われていることを踏まえる必要があるという意見があった一方、平成の合併からすでに一定の期間が経過しているという意見もあった。
- 新たに合併する市町村の取扱いについては、自主的な市町村の合併が引き続き行われるよう、「市町村の合併の特例に関する法律」を 10 年間延長する改正案が国会に提出されていることから、改正案の趣旨を踏まえながら検討していく必要がある。

【懇談会での主な意見】

- 合併後約 20 年近くたって、なお合併の特例を講じるべきかは疑問である。特に都市部と合併した地域は、都市部の財政力で過疎地域をカバーすべきではないか。
- 合併後約 20 年たったが、地域によって相事情は異なるのではないか。特に大きな都市が近隣市町村と合併したケースについては、周辺地域について目配りをする意思がないような地域もあるように思う。過疎対策が講じられるようにするためにも合併市町村への配慮は必要ではないか。
- みなし過疎、一部過疎では財政力指数が高い市町村もある。財政力が弱い地域を支援するという考え方を踏まえると、市町村全体の財政力指数をもって、財政力指数が高い市町村は対象から除外すべきではないか。
- 合併市町村について、財政力が高い市町村は除外すべきではないかとの意見はわかるが、そのような市町村において過疎法の対象から除外されることで周辺地域への目配りがなくなるといったようなことが起こらないようにしないといけない。

(4) 新たな過疎対策の施策の視点

＜骨子案のポイント＞

- 「個性を生かした内発的发展」「条件不利性の克服」「住民の安心な暮らしの確保」に関する記述を目標の方向性として冒頭に記載。
- 中間的整理で示した視点について、骨子案の時点では視点ごとに議論していただけるよう10項目設定。提言本文では、これらを再編成することも検討。
- 追加すべき視点、修正すべき視点があればご意見いただきたい。

- 過疎地域が持続的に発展していくためには、次の目標に向けて施策を講じていくことが重要である。
 - ・ 地域外の人材等と連携しながら、地域内の資源や人材を活用することで、「個性を生かした内発的发展」を目指していくこと。
 - ・ 産業振興、道路、情報通信基盤、生活交通、医療、福祉、教育等の様々な分野における「条件不利性の克服」を図ること。
 - ・ 過疎地域の「住民の安心な暮らしの確保」を図ること。
- これらの目標に向けて、新たな過疎対策において講じるべき施策の視点としては、以下の視点が重要である。
(それぞれの視点については具体例や取組の重要性を記載していく)

① 人材の育成

- 地域づくりの担い手となる地域住民の育成、市町村職員の育成が重要。
- 学校教育を通じて地域づくりの担い手となる若者を育成することが重要。

【懇談会での主な意見】

- ・ 現行の過疎法には「人材」という文言が入っていない。過疎対策の目標や過疎計画の記載事項の中に人材の育成・確保を新たに位置づける必要がある。
- ・ 行政の職員については、内外にネットワークを持つ横串人材の育成は一定進んできていると思うが、コミュニティ内での横串人材の育成はなかなか進んでいない。コミュニティ内で横串人材を育成するための環境整備が課題ではないか。
- ・ 最初の地方創生総合戦略には、「人材育成」が欠けていたが、地方創生カレッジや高等教育機関との連携など順次、人材育成が加わってきている。
- ・ リーダー・フォロワーという区分で人材を考えるだけではなく、地域住民全体を対象と考えて、それぞれの地域住民が地域づくりの意識を持つような社会を公民館活動や社会教育を通じて作っていくことが重要ではないか。
- ・ Society4.0、5.0時代において、新たな価値を創造していくためには、同じような能力を持った人材ではなく、それぞれの個性を生かした異なる能力を持った人材を育成する必要がある。このような人材を育成する場として、過疎地の小規模校は、地域にかかわることで社会を変革できるという感覚を得やすく、また、一人一人の学びをサポートするのに適した環境である。このため、国の将来を担う若者を育成する場として、都市部の大規模な高校ではなく過疎地の小規模な高校へ進学することを推進すべきである。

- ・県立高校はふるさと教育をすることにより人材育成の拠点となりうるため、地元市町村と連携することが有効ではないか。

② 人の流れと人のつながりの創出

- 移住・定住、関係人口の創出が重要。
- 移住者、地域住民、関係人口、NP0等の地域づくりの担い手が交流する場づくりを推進することが重要。

【懇談会での主な意見】

- ・地方創生は国民の意識改革であり国民運動である。この国民運動を盛り上げていくため、移住・交流をもっと大きなムーブメントにすることが必要ではないか。
- ・地域活性化のためには、外部人材の導入は当然必要になってくる。ただし、外部人材だけでは不十分であり、地域の中に意識・意欲の高い人がいないといけない。

③ 働く場の創出

- 「起業化」、「継業化」、「移業化」、「多業化」といった新たなしごとづくりの推進、地域資源の特徴を生かしたスモールビジネスの推進が重要。
- 若者の働く場を確保し、Society5.0時代を見据えた地域産業の振興を図るための情報サービス産業の振興が重要。

【懇談会での主な意見】

- ・過疎地域における情報サービス産業の育成が重要である。情報サービス産業がないと大学生が帰ってこない。
- ・過疎地域においてICT活用の必要性としては、人口減少・高齢化の中、産業を維持・管理することという観点や、大学などの都市部の知識を取り入れるという観点などがある。ICTは地理的な条件不利制を克服するツールである。

④ 革新的な技術の活用

- 過疎地域の条件不利性を克服し、担い手不足が深刻化する中、少ない人口で地域経済・社会を持続的に発展させていくため、IoT・ICTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術を活用することが重要。

【懇談会での主な意見】

- ・地方への移住を考える人は、都市に近い生活サービスが日常の生活圏で利用できる環境を求めている。子育て、医療、交通、物流、情報通信の分野については都市との格差解消が必要になる。特に、経済性が低く、民間サービスが届かない過疎地にこそ、官民挙げて未来技術を積極的に投入し、格差解消、サービスの維持を図る必要がある。
- ・過疎地域においてICT活用の必要性としては、人口減少・高齢化の中、産業を維持・管理することという観点や、大学などの都市部の知識を取り入れるという観点などがある。ICTは地理的な条件不利制を克服するツールである。
- ・過疎地域において農業のスマート化を進めなければならない背景としては、人口減少・高齢化が急速に進む中で、耕作面積を維持しなければならないという現状がある。
- ・D to P with N（患者が看護師等といる場合のオンライン診療）は、過疎地域の医療確保に向けた重要なテーマではないか。

- ・小規模な小学校は、一人一人の学びをサポートするのに適した環境というメリットがある一方で、多様な意見に触れる機会を作るのが難しいという課題がある。このため、遠隔授業によって、多様な意見に触れる機会を作っていく必要がある。
- ・情報通信インフラについては、採算性の問題で民間サービスが届かない集落があるが、このような集落については、行政として情報通信インフラの整備を支援していく必要がある。
- ・Society5.0の技術を活用することで、地域に新たな経済循環、新たな雇用を生み出すという視点を持つ必要があるのではないかと。Society5.0の技術の拡大により、過疎地域から首都圏にカネや人が流出する可能性について留意する必要があるのではないかと。
- ・農村景観や生態系、伝統文化などを守ろうとしたときに、Society5.0と相反する部分が出てくるのではないかと。このため、地域住民が地域の方向性について、合意形成を十分図りながら地域づくりを進めていく必要があるのではないかと。

⑤ 地域づくりへの住民の参画

- 地域運営組織の取組のように、地域づくりへの住民の参画を推進していくことが重要。
- 地域づくりへの住民の参画を推進するに当たっては、サポート人材を配置し、地域診断、目標設定等のプロセスを丁寧に行っていくことが重要。

【懇談会での主な意見】

- ・地域コミュニティの中で人間関係等の人的問題を解決していかないと、良い政策があっても、できるところとできないところが出てきてしまう。地域コミュニティが活性化するような組織づくりに関する取組が必要。
- ・集落の維持・活性化に当たっては、地域おこし協力隊や集落支援員などのサポート人材の配置が重要である。
- ・集落を結んでネットワーク圏をつくり、その拠点には小さな拠点を設け、運営は地域運営組織が行うというやり方は集落を維持していくために今後も強化していく必要がある。
- ・島根県邑南町では、全公民館単位で地区別戦略を策定し、PDCAサイクルを回すことで、組織運営のスピードや決断力等の地域力が着実に強化されてきている。この背景には、邑南町として、公民館の人員体制の確保や各地域の活動への財政支援を行ってきたことがあると考えられている。

⑥ 集落ネットワーク圏（小さな拠点）の形成

- 集落ネットワーク圏の形成を推進することが重要。
- 集落ネットワーク圏の形成に当たっても、サポート人材を配置し、地域診断、目標設定等のプロセスを丁寧に行っていくことが重要。

【懇談会での主な意見】

- ・地域コミュニティの中で人間関係等の人的問題を解決していかないと、良い政策があっても、できるところとできないところが出てきてしまう。地域コミュニティが活性化するような組織づくりに関する取組が必要。
- ・集落の維持・活性化に当たっては、地域おこし協力隊や集落支援員などのサポート人材の配置が重要である。
- ・集落を結んでネットワーク圏をつくり、その拠点には小さな拠点を設け、運営は地域運営組織が行うというやり方は集落を維持していくために今後も強化していく必要がある。
- ・島根県邑南町では、全公民館単位で地区別戦略を策定し、PDCAサイクルを回すことで、組織運営のスピードや決断力等の地域力が着実に強化されてきている。この背景には、邑南町として

て、公民館の人員体制の確保や各地域の活動への財政支援を行ってきたことがあると考えられている。

⑦ 市町村間の広域連携

- 過疎対策においても、定住自立圏や連携中枢都市圏をはじめとした市町村間の広域連携により、様々な分野の課題解決を図っていくことが重要。

【懇談会での主な意見】

- ・市町村間の広域連携については、現行の共同処理の制度が多様であることを踏まえると、新たな枠組みを作るというよりも、現行制度を充実していくことが重要ではないか。
- ・へき地医療の確保のためには、無医地区単独ではなく周辺地域との医療・介護の連携を推進していく必要があるのではないか。

⑧ 都道府県による補完

- 過疎市町村は、行政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があることから、都道府県が積極的な役割を果たしていくことが重要。

【懇談会での主な意見】

- ・市町村合併や分権改革以降、都道府県によって積極的に過疎市町村を支援しているところとそうでないところの差が開いているように感じる。新しい過疎対策においては、何らかの形で都道府県の役割を強化する必要があるのではないか。

⑨ 目標設定とフォローアップ

- 過疎対策事業の実効性を向上させるためには、地域住民等の参画の下、地域の現状と課題を可視化し、わかりやすい目標を設定し、フォローアップをしていくことが重要。

【懇談会での主な意見】

- ・首長や議会が、過疎地域が自立できるような計画をしっかりと作り、成果を検証していくことが必要というメッセージを出す必要があるのではないか。
- ・過疎地域自立促進計画においても地方版総合戦略と同様に将来人口の分析等を行うことは重要。
- ・計画の目標は必ずしも人口増や社会減の緩和といった定量的な目標だけではなく、地域の持続性の向上や地域の将来像などの過疎地域の特性に応じた定性的な目標も考えられる。KPIにとらわれて、形式的に数値目標に関するPDCAを回すだけの会議体をつくるだけのものになってはいけない。5年後、10年後に自分たちの地域がどうなっていたいのかを行政と地域住民が共有できる計画となるべきである。
- ・地域の持続可能性について、「見える化」することが重要。「見える化」しないことには地域での議論が始まらない。

⑩ きめ細かな単位での施策の実施

- 過疎対策は、市町村単位だけではなく、平成の合併前の旧市町村や小学校区、集落ネットワーク圏など、地域の実情に応じて設定される市町村よりも小さな単位で実施することも有効。

【懇談会での主な意見】

- ・それぞれの市町村がより小さな地域単位で将来人口推計、施策の立案・実行を行っていく必要がある。

(5) 支援制度のあり方

＜骨子案のポイント＞

- それぞれの支援制度について、見直しの方向性を記載。
- 見直しの方向性について、追加すべきもの、修正すべきものがあればご意見をいただきたい。

① 過疎地域自立促進市町村計画

- 市町村計画については、地域住民等の参画の下、過疎地域の将来像を行政や地域住民等の関係者が共有できるよう、十分に検討して作成することが重要である。
- 将来人口の推計、地域の目標の設定、フォローアップなどは、過疎対策を推進する上で重要である。
- 同一市町村内においても地域ごとに事情が異なることから、地域ごとに目標を設け、施策を展開することも重要である。

【懇談会での主な意見】

- ・ 首長や議会が、過疎地域が自立できるような計画をしっかりと作り、成果を検証していくことが必要というメッセージを出す必要があるのではないかと。
- ・ 過疎地域自立促進計画においても地方版総合戦略と同様に将来人口の分析等を行うことは重要。
- ・ 計画の目標は必ずしも人口増や社会減の緩和といった定量的な目標だけではなく、地域の持続性の向上や地域の将来像などの過疎地域の特性に応じた定性的な目標も考えられる。KPIにとらわれて、形式的に数値目標に関するPDCAを回すだけの会議体をつくるだけのものになってはいけない。5年後、10年後に自分たちの地域がどうなっていきたいのかを行政と地域住民が共有できる計画となるべきである。
- ・ それぞれの市町村がより小さな地域単位で将来人口推計、施策の立案・実行を行っていく必要がある。
- ・ 地域の持続可能性について、「見える化」することが重要。「見える化」しないことには地域での議論が始まらない。

② 国庫補助等

- 次に掲げる施策を推進していくことが考えられる。

(i) 人材の育成

- 地域づくりの担い手の育成、高校の魅力化、ICT を活用した遠隔教育、市町村職員の育成などの施策を推進していくことが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・ 現行の過疎法には「人材」という文言が入っていない。過疎対策の目標や過疎計画の記載事項の中に人材の育成・確保を新たに位置づける必要がある。
- ・ 行政の職員については、内外にネットワークを持つ横串人材の育成は一定進んできていると思うが、コミュニティ内での横串人材の育成はなかなか進んでいない。コミュニティ内で横串人材を育成するための環境整備が課題ではないか。
- ・ 最初の地方創生総合戦略には、「人材育成」が欠けていたが、地方創生カレッジや高等教育機関との連携など順次、人材育成が加わってきている。
- ・ リーダー・フォロワーという区分で人材を考えるだけではなく、地域住民全体を対象と考えて、それぞれの地域住民が地域づくりの意識を持つような社会を公民館活動や社会教育を通じて作っていくことが重要ではないか。
- ・ Society4.0、5.0 時代において、新たな価値を創造していくためには、同じような能力を持った人材ではなく、それぞれの個性を生かした異なる能力を持った人材を育成する必要がある。このような人材を育成する場として、過疎地の小規模校は、地域にかかわることで社会を変革できるという感覚を得やすく、また、一人一人の学びをサポートするのに適した環境である。このため、国の将来を担う若者を育成する場として、都市部の大規模な高校ではなく過疎地の小規模な高校へ進学することを推進すべきである。
- ・ 県立高校はふるさと教育をすることにより人材育成の拠点となりうるため、地元市町村と連携することが有効ではないか。

(ii) 人の流れと人のつながりの創出

- 移住・定住の支援や地域おこし協力隊制度の活用など過疎地域への人の流れを創出する施策、関係人口・創出拡大事業など過疎地域との人のつながりを創出する施策を推進していくことが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・ 地方創生は国民の意識改革であり国民運動である。この国民運動を盛り上げていくため、移住・交流をもっと大きなムーブメントにすることが必要ではないか。
- ・ 地域活性化のためには、外部人材の導入は当然必要になってくる。ただし、外部人材だけでは不十分であり、地域の中に意識・意欲の高い人がいないといけない。

(iii) 集落の維持・活性化

- 地域おこし協力隊、集落支援員などの地域の担い手の育成・確保の取組等によって、地域運営組織の形成、集落ネットワーク圏の形成を推進していくことが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・地域コミュニティの中で人間関係等の人的問題を解決していかないと、良い政策があっても、できるところとできないところが出てきてしまう。地域コミュニティが活性化するような組織づくりに関する取組が必要。
- ・集落の維持・活性化に当たっては、地域おこし協力隊や集落支援員などのサポート人材の配置が重要である。
- ・集落を結んでネットワーク圏をつくり、その拠点には小さな拠点を設け、運営は地域運営組織が行うというやり方は集落を維持していくために今後も強化していく必要がある。
- ・島根県邑南町では、全公民館単位で地区別戦略を策定し、PDCA サイクルを回すことで、組織運営のスピードや決断力等の地域力が着実に強化されてきている。この背景には、邑南町として、公民館の人員体制の確保や各地域の活動への財政支援を行ってきたことがあると考えられている。
- ・それぞれの市町村がより小さな地域単位で将来人口推計、施策の立案・実行を行っていく必要がある。
- ・集落の維持・活性化に当たっては、地域おこし協力隊や集落支援員などのサポート人材の配置が重要である。
- ・集落を結んでネットワーク圏をつくり、その拠点には小さな拠点を設け、運営は地域運営組織が行うというやり方は集落を維持していくために今後も強化していく必要がある。

(iv) 情報通信インフラの整備

- 過疎地域の条件不利性を克服するための基盤であり、IoT・ICTやAI、ロボティクスなどの革新的技術を活用するための基盤でもある情報通信インフラの整備を推進していくことが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・過疎地域においてICT活用の必要性としては、人口減少・高齢化の中、産業を維持・管理することという観点や、大学などの都市部の知識を取り入れるという観点などがある。ICTは地理的な条件不利性を克服するツールである。
- ・情報通信インフラについては、採算性の問題で民間サービスが届かない集落があるが、このような集落については、行政として情報通信インフラの整備を支援していく必要がある。

(v) 産業振興

- 「起業化」、「継業化」、「移業化」、「多業化」といった新たなしごとづくりの推進、小ロットでも付加価値を生む地域製品の開発、再生可能エネルギーの活用等の地域資源の特徴を生かしたスモールビジネスの推進、スマート農業等の革新的技術の活用、情報サービス業等のSociety5.0関連の産業振興などの施策を推進していくことが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・過疎地域における情報サービス産業の育成が重要である。情報サービス産業がないと大学生が帰ってこない。
- ・過疎地域において ICT 活用の必要性としては、人口減少・高齢化の中、産業を維持・管理することという観点や、大学などの都市部の知識を取り入れるという観点などがある。ICT は地理的な条件不利制を克服するツールである。

(vi) 医療の確保

- 産科医をはじめとした医師、看護師、検査技師、薬剤師等の医療人材の確保、複数の医療機関の間の広域連携、ICT を活用した遠隔医療などの施策を推進していくことが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・産科医不足が生じている。このままでは農山村地域で子どもを産みたくても都市に出て行かないと産めない環境になっていく恐れがあるのではないかな。
- ・過疎地域においては、医師だけでなく、看護師、検査技師、薬剤師等も不足している。
- ・へき地医療の確保のためには、無医地区単独ではなく周辺地域との医療・介護の連携を推進していく必要があるのではないかな。
- ・D to P with N（患者が看護師等という場合のオンライン診療）は、過疎地域の医療確保に向けた重要なテーマではないかな。

(vii) 公共交通の確保

- コミュニティバスやデマンドタクシー等の運行支援、公共交通の確保のための革新的技術の活用や規制の見直しなどの施策を推進していくことが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・コミュニティバスやデマンドタクシー等に関する補助金である地域バス地域公共交通確保維持事業については、近年、予算額の不足により補助率が低下しているため、十分な予算を確保する必要があるのではないかな。

③ 過疎対策事業債

- ハード事業・ソフト事業ともに、事業の実効性を向上させるために、今後、市町村計画に記載される目標の達成に資する事業であることを明確化していくことが考えられる。
- ソフト事業については、特に、教育・医療・交通等の仕組みづくりや人材育成など中長期的な地域の資産・財産となり得る事業に充当していくことが望ましい。

【懇談会での主な意見】

- ・過疎債ソフト分については、単に事業の内容を計画に記載しておけば良いというものではなく、人材育成などの中長期的な資産・財産となり得る事業であることを計画に記載すべきではないか。
- ・過疎債ソフト分は起債でソフト事業を実施する以上、過疎計画でしっかり議論する必要がある。
- ・子ども医療費の無料化が社会増につながる面もなくはない。
- ・子ども医療費の無料化に過疎債ソフト分を活用するとしても、それが持続可能な地域社会の形成にどのように寄与するのかといった考え方を明確にしていくことが必要ではないか。

④ 規制の見直し

- 地方分権改革・提案募集制度や規制改革ホットラインの活用によって、過疎地域等の条件不利地域の実情を踏まえた規制の見直しが進められてきている。新たな過疎対策においては、過疎地域の実態に即した規制の見直しを一層促していくことが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・オンライン診療について、医師がいなくても看護師が夜間診療等で対応できる範囲を拡大していく必要があるのではないか。
- ・財政支援も重要だが、地域の実情に応じた事業展開ができるよう規制の緩和を進めていくことも重要である。

⑤ 税制措置

- 過疎地域においては、若者の働く場の確保・創出や、Society5.0 時代を見据えた地域産業の振興といった施策の視点が特に重要になっていることから、これらの視点を踏まえて、税制措置を充実することが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・税制措置については、サービス産業等の Society5.0 関連の産業を対象とするような方向性が考えられるのではないか。

⑥ 金融措置

- 日本政策金融公庫等による低利融資を継続することが考えられる。

【懇談会での主な意見】

- ・ 過疎地域等における新しい仕事の特徴として、①若者が主体となっており金融上の信用力が低いこと、②新しいビジネスモデルに取り組むものでありリスクが大きいこと、③小規模であること、などの特徴があり、有担保融資を中心とした金融機関では対応できない。過疎地域において、クラウドファンディング等の資金調達手法も含めた専門家によるハンズオン支援を行う主体を作っていく必要がある。

⑦ 市町村間の広域連携と都道府県による補完

- 市町村間の広域連携の手法としては、「連携協約」、「一部事務組合」、「広域連合」等の共同処理制度や定住自立圏や連携中枢都市圏といった枠組みがあるあり、これらの活用を促進していくことが考えられる。
- 都道府県がより積極的に過疎対策の役割を果たしていくことが必要。道路や下水道の代行制度を含めて都道府県による補完を促進していくことが考えられる。
- 市町村間の広域連携と都道府県による補完については、第32次地方制度調査会の議論を踏まえて、検討していく必要がある。

【懇談会での主な意見】

- ・ 市町村間の広域連携については、現行の共同処理の制度が多様であることを踏まえると、新たな枠組みを作るというよりも、現行制度を充実していくことが重要ではないか。
- ・ 市町村合併や分権改革以降、都道府県によって積極的に過疎市町村を支援しているところとそうでないところの差が開いているように感じる。新しい過疎対策においては、何らかの形で都道府県の役割を強化する必要があるのではないか。